

電子入札システムにおける入札書提出後の辞退申請について

平成 25 年 9 月 11 日
財政課契約検査室

電子入札において、入札後に辞退しなければならなくなった場合は、村上市建設工事等電子入札実施要綱第16条（入札の辞退等）及び村上市建設工事等電子入札実施手順第10（入札の辞退について）の規定により開札日時の30分前までに辞退申請書（電子入札様式4）を提出することとなっておりますが、現在電子入札を20分間隔で執行していることから、辞退申請する場合は、遅くとも開札の5分前までに、辞退申請書を契約検査室にFAX送信し、その旨を電話連絡してください。また、その後速やかに辞退申請書の原本を契約検査室に提出してください。

以上

問い合わせ先
村上市役所 財政課 契約検査室
村上市三之町1番1号
電話 0254（53）2111（内線321・322）
FAX 0254（53）2570
メール zaisei-kk@city.murakami.lg.jp